



訴 状

平成24年3月8日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士

渡 辺 春 己



同

米 倉 勉



同

渡 邊 彰 悟



同

山 森 良 一

同

近 藤 俊 之



同

原 田 伸



同

船 島 伸 広



当事者の表示

別紙当事者目録記載の通り

執行判決請求事件

訴訟物の価額 金5, 116, 000円

(添付資料：提訴当時の為替相場の資料：1元12.79円で計算)

印紙代 金32, 000円

第1 請求の趣旨

- 1 原被告ら間の中華人民共和国江蘇省南京市玄武区人民法院（2003）玄民一初字第1049号事件につき、同法院が、平成18年（2006年）8月23日に言い渡した「被告松村俊夫と被告展転社株式会社はそれぞれ本判決の効力発生日から三十日以内に原告夏淑琴に精神損害につき慰謝料として人民元800,000元を賠償せよ。被告松村俊夫と被告展転社株式会社は連帯して賠償責任を負わなければならない。」との判決につき、原告が被告らに対して強制執行することを許可する。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
との裁判及び仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、中華人民共和国在住の女性である。

被告株式会社展転社（以下「被告会社」という。）は、出版を業とする日本国内の法人であり、被告松村俊夫（以下「被告松村」という。）は、執筆を業とする個人である。

なお、中国判決及び関係資料では、日本法上の株式会社展転社は展転社株式会社と表記されている。

2 請求原因

(1) 中華人民共和国江蘇省南京市玄武区人民法院(2003)は、平成18年(2006年)8月23日、原被告ら間の同法院玄民一初字第1049号事件につき、被告らに対し、連帯して、金80万元の支払を命じる判決(以下「本件外国判決」という。)言い渡し、本件外国判決は平成19年6月29日に確定した(甲1, 甲3)。

本件外国判決は、被告松村に対しては平成19年5月26日、被告会社に対しては、同年5月29日に送達された(甲2号証添付文書六・甲2号証添付文書八)。

(2) 本件外国判決は、以下のとおり日本法民事訴訟法第118条の要件を具備している。

ア 本件外国判決の対象となったのは、原告の被告らに対する名誉毀損に基づく損害賠償請求事件であるが、上記請求権は、中華人民共和国在住の原告に対する不法行為に基づき生じたものであり、中華人民共和国江蘇省南京市玄武区人民法院は、上記事件につき(間接)管轄権を有している。

この点、間接管轄については、後述する。

イ 本件外国判決の訴訟手続の開始に際し、中華人民共和国法(以下「中国法」という。)により、被告松村に対しては平成16年4月20日に、被告会社に対しては同月22日に、訴状・呼出状等が適式に送達された(甲2号証添付文書二, 甲2号証添付文書四)。

ウ 本件外国判決は、上記のとおり名誉毀損に基づき損害賠償請求事件に関するものであって、日本の公序良俗に反する内容のものではない。

エ 相互の保証について

この点、大阪高等裁判所平成15年4月9日判決(判時1841号111頁, 判タ1141号270頁)は、中華人民共和国(以下「中国」という。)との間で相互保証がないとしたが、後述するとおり、日本国と中国

との間では、同法118条第4号の要件も満たす。

- 3 よって、原告は、本件外国判決に基づき、被告らに対し、強制執行をするため、執行判決を求める。

第3 間接管轄及び相互保証について

1 間接管轄について

- (1) 前提として、間接管轄（＝承認要件としての管轄＝承認管轄）について触れると、間接管轄のルールは、原則として、我が国の裁判所が国際的裁判管轄を有するか否かという直接管轄（審理管轄）のルールと一致するものと解されている。

そして、不法行為事件については、一般に不法行為地の管轄が認められ、「不法行為地」には、特段の事情がない限り、「加害行為地及び結果発生地」の両方が含まれると解されている。

- (2) これを本件についてみれば、本件著作物の出版という加害行為は日本でなされているが、原告の精神的苦痛という結果は、中国において発生している。

この点、被告兩名は、原告が中国に居住するものであることを知っていたのであるから、中国における結果の発生は容易に予見できるところであり、例外的に結果発生地法の管轄を否定すべき特段の事情も存在しない。

したがって、判決国たる中国には、「結果発生地」としての間接管轄が肯定されるべきである。

- (3) ちなみに、平成24年4月1日に施行される日本の平成23年改正民事訴訟法3条の3第8号も、不法行為事件について、不法行為地の管轄を認めており、加害行為地と結果発生地が異なる国にある場合は、「結果発生地」が通常予見できないものであったときに限り、結果発生地の管轄を否定する。この規定によっても、本件判決の間接管轄は肯定される（以上につき、甲4（意見書）1頁～2頁）。

2 相互保証について

(1) 先行判決の分析

ア 日本の民事訴訟法118条4号は、相互の保証を外国判決の承認要件としている。これは、「当該判決をした外国裁判所の属する国・・・において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決が同条各号所定の条件と重要な点で異なる条件のもとに効力を有するものとされていること」と解されている（最判昭和58年6月7日民集37巻5号611頁，最判平成10年4月28日民集52巻3号853頁）。

すなわち、第1に、比較すべきであるのは、同種類の判決であり、他の種類の判決に関する相互の保証の有無は考慮すべきでない。第2に、相互の保証の有無は、当該国の承認要件が日本の民事訴訟法118条と重要な点で異なるか否かにより判断される（以上につき甲4（意見書）2頁）。

イ ところで、中国との間の相互の保証について、大阪高判平成15年4月9日判時1841号111頁，判タ1141号270頁（以下「高裁判決」という。）は、これを否定しているが、判旨には多数の疑問がある。

すなわち、高裁判決は、2007年改正前中華人民共和国民事訴訟法268条（以下「改正前中華人民共和国民事訴訟法268条」という。甲第5号証の1）（2007年10月28日改正中華人民共和国民事訴訟法265条。以下「改正中華人民共和国民事訴訟法265条」という。甲第5号証の2）を引用し、これによれば、必ずしも国家間の合意により相互の保証が確保されている必要はないが、「中華人民共和国の法の基本原則または国家主権・安全・社会公共の利益に反しないことを要件としており、同国が我が国とは経済体制を異にすることからすると、我が国の裁判所の経済取引に関する判決が中華人民共和国においてその効力を承認されるかどうかは判然としない。」とすることで、この（中国側の）要件は、我が国の民事訴訟法118条3号にいう「判決の内容及び訴訟手続が日本におけ

る公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。」と実質的に同じであると解される。前述の最高裁判決の趣旨は、規定の文言が実質的に同じであることを求めているだけであり、その運用まで同一であることを要求しているわけではないのに、高裁判決の論理によれば、外国判決の承認要件として公序を規定している場合は、すべての国の間で相互の保証が成立しないことになる（以上につき、甲4（意見書）3頁）。

また、高裁判決は、「中華人民共和國民事訴訟法の実施に関する若干問題の意見」318条には、「外国裁判所が下した法的効力が生じた判決・決定の承認と執行を請求しあるいは申し立てたときに、もしその外国の裁判所の所在国と中華人民共和國との間に締結若しくは加盟した国際条約あるいは互惠の関係がない場合には、中国の法院はその判決・決定を承認または執行することができない。」との規定があるというが、そもそもこの規定は正しくは「中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する若干問題についての意見」（最高人民法院審判委員会1992年7月14日制定、同日公布、同日施行）であり（甲第6号証）、同判決は基本的なところで誤りを犯しているだけではなく、同318条は「当事者が、中華人民共和國が管轄権を有する中級人民法院に対して、外国の人民法院が下した法的効力が発生している判決、裁決について承認及び執行を申し立てる場合で、当該人民法院の所在国と中華人民共和國とが国際条約を締結していない、又は共同でそれに参加しておらず、又互惠関係にない場合、当事者は人民法院に提訴することができ、管轄権を有する人民法院により判決が下され、執行される。」としており、この規定は、直接的に承認要件を定めたものではなく、相互の保証がない場合に、別途、中国の裁判所に訴えを提起できることを定めているだけである（以上につき、甲4（意見書）3頁）。

さらに、高裁判決は、「他に、経済取引に関する我が国の裁判所の判決の効力が、中華人民共和國で承認された事例はないし、上記相互の互惠関係

を認める有権解釈がされた事実もない」というが、前述の最高裁判決によれば、我が国の判決が中国で承認された先例は必要ないし、最高人民法院などによる有権解釈がなされた先例も必要ない。むしろ改正前中華人民共和国民事訴訟法268条（改正中華人民共和国民事訴訟法265条）（甲第5号証の1，2）の文言により、中国側の承認要件が我が国の民事訴訟法118条と重要な点で異ならなければ、両国間に相互の保証があると判断すべきであり、その意味では、高裁判決は、最高裁判決に違背している。

なお、高裁判決は、あくまで経済取引に関する判決について、相互の保証がないと判断したにすぎない。これに対して、本件判決は、名誉棄損に関するものであるから、同種類の判決に関するものとはいえない。同様に、高裁判決が引用する大連市中級人民法院の事案も、経済取引に関する判決の承認執行を求めたものであるから、判決の種類が異なる。仮に最高人民法院の回答が有権解釈として考慮されるとしても、それは、同種類の判決、すなわち経済取引に関する判決に限定されるべきである（以上につき、甲4（意見書）4頁）。

以上のとおり、高裁判決は、多数の点で最高裁判決に違背又は理由不備の違法があるのである。

（2）本件の解決

ア 改正前中華人民共和国民事訴訟法268条（改正中華人民共和国民事訴訟法265条）によれば、「人民法院は承認と執行を申請或いは請求された外国の裁判所が下した法律的効力を生じた判決・裁定に対して、中華人民共和国の締結或いは加入している国際条約に従って、或いは互惠の原則に照らして審査を行った後、中華人民共和国の法律の基本原則或いは国家の主権・安全・社会公共利益に違反していないと認めたときは、その効力を承認する裁定をし、執行に必要なときは、執行令を發出して、本法の関係する規定に従って執行する。中華人民共和国の法律の基本原則或いは国

家の主権・安全・社会公共利益に違反しているときは、承認と執行をしない。」とされており（甲第5号証の1，2），この文言をみる限り，中国における外国判決の承認要件は，我が国の民事訴訟法118条3号に該当する公序，及び4号に該当する相互の保証のみであると解される。

イ まず，3号の公序については，外国判決の内容及び手続が我が国の法令によった場合と異なるからといって，直ちに公序違反となるわけではないが，日本法の基本原則に反する場合は，公序違反とされる点において，あくまで日本法上の公序であると言える。これは，民事訴訟法の文言が「日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。」となっていることから明らかであるし，また米国の懲罰賠償判決を公序違反とした最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁が次のように判示していることから分かる。すなわち，「外国裁判所の判決が我が国の採用していない制度に基づく内容を含むからといって，その一事をもって直ちに右条件を満たさないということとはできないが，それが我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものと認められる場合には，その外国判決は右法条にいう公の秩序に反するというべきである。」。一方，改正前中華人民共和国民事訴訟法268条（改正中華人民共和国民事訴訟法265条）も，「中華人民共和国の法律の基本原則或いは国家の主権・安全・社会公共利益に違反していない」ことを外国判決の承認要件としており，これは，中国法上の公序を意味すると解される。したがって，両者は，実質的に異ならないとみるべきである。

ウ 次に，4号の相互の保証については，前述のとおり，当該判決国において，我が国の同種の判決が民事訴訟法118条と重要な点で異なる条件のもとで承認されることを意味する。前述した昭和58年の最高裁判決によれば，かような解釈を採用する理由は，次のとおりである。

すなわち，「外国裁判所の判決（以下「外国判決」という。）の承認（外

国判決が判決国以外の国において効力を有するものとされていることをいう。以下同じ。) について、判決国が我が国と全く同一の条件を定めていることは条約の存する場合でもない限り期待することが困難であるところ、涉外生活関係が著しく発展、拡大している今日の国際社会においては、同一当事者間に矛盾する判決が出現するのを防止し、かつ、訴訟経済及び権利の救済を図る必要が増大していることにかんがみると、同条四号の規定は、判決国における外国判決の承認の条件が我が国における右条件と実質的に同等であれば足りるとしたものと解するのが、右の要請を充たすゆえんであるからである。のみならず、同号の規定を判決国が同条の規定と同等又はこれより寛大な条件のもとに我が国の裁判所の判決を承認する場合をいうものと解するときは（大審院昭和八年（オ）第二二九五号同年一月五日判決・法律新聞三六七〇号一六頁）、判決国が相互の保証を条件とし、しかも、その国の外国判決の承認の条件が我が国の条件よりも寛大である場合には、その国にとっては我が国の条件がより厳しいものとなるから、我が国の裁判所の判決を承認しえないことに帰し、その結果、我が国にとつても相互の保証を欠くという不合理な結果を招来しかねないからである。」。

これは、まさに本件の場合に当てはまる。我が国の民事訴訟法118条は、公序及び相互の保証以外に、間接管轄（1号）及び送達（2号）を承認要件としている。すなわち、中国の承認要件よりも厳格な要件を課している。そこで、中国側は、我が国との間に相互の保証（互惠関係）がないと判断したのであろう。しかし、それを理由として、相互の保証がないとした場合、中国側のほうが緩やかな承認要件を定めているにもかかわらず、中国判決を承認できないことになってしまう。これは、民事訴訟法118条4号及び最高裁判決の趣旨に反する結果となるであろう。したがって、相互の保証は、両国の承認要件に関する法令の規定の比較によるべきであり、

それによれば、改正前中華人民共和国民事訴訟法268条（改正中華人民共和国民事訴訟法265条）は、我が国の民事訴訟法118条よりも緩やかな承認要件を定めているのであるから、同条4号の要件は満たされると解すべきである（以上につき、甲4（意見書）4頁～6頁）。

3 まとめ

以上のとおり、本件では間接管轄はもちろん相互保証の要件をみたしていることは論をまたない。

よって、原告の請求は速やかに認容されるべきである。

以上

証 拠 方 法

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 甲第1号証 | 民事判決文（中華人民共和国江蘇省南京市玄武区人民法院）（翻訳添付） |
| 甲第2号証 | 送達証明書（翻訳添付） |
| 甲第3号証 | 確定証明書（翻訳添付） |
| 甲第4号証 | 意見書（平成23年8月16日奥田安弘作成） |
| 甲第5号証の1 | 中華人民共和国民事訴訟法（1991年4月9日制定）（翻訳添付） |
| 甲第5号証の2 | 中華人民共和国民事訴訟法（2007年10月28日改正）（翻訳添付） |
| 甲第6号証 | 中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する若干問題についての意見（翻訳添付） |

添 付 書 類

- | | |
|-------|-----|
| 1 甲号証 | 各2通 |
|-------|-----|

2	資格証明書（被告会社）	1 通
3	訴訟委任状	1 通
4	判決確定証明書	1 通
5	送達証明書	1 通

当事者目録

〒276-0024 中華人民共和国江蘇省南京市白水佳園19-3-301

原 告 夏 淑 琴

(送達場所)

〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目14番4号

南陽堂ビル7階

桂協同法律事務所 (送達場所)

電 話 03-5840-9190

FAX 03-5840-9195

原告訴訟代理人弁護士 渡 辺 春 己

同 近 藤 俊 之

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町4-23 渋谷桜丘ビル8階

渋谷共同法律事務所

電話 03-3463-4351

FAX 03-3496-4345

原告訴訟代理人弁護士 米 倉 勉

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-18-6

四谷プラザビル4階

いずみ橋法律事務所

電 話 03-5312-4815

FAX 03-5312-4543

原告訴訟代理人弁護士 渡 邊 彰 悟

〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町18-8

湘南合同法律事務所

電 話 0466-25-3125

FAX 0466-22-6557

原告訴訟代理人弁護士 山 森 良 一

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-10-1

第2スカイビル502

新宿あおば法律事務所

電 話 03-5368-2293

FAX 03-5368-2294

原告訴訟代理人弁護士 原 田 伸

〒104-0045 東京都中央区築地6-14-6 ひまわりビル

弁護士法人斉藤法律事務所

電 話 03-3547-1222

FAX 03-3547-1223

原告訴訟代理人弁護士 船 島 伸 広

〒263-0005 千葉県千葉市稲毛区長沼町259番地60号

被 告 松 村 俊 夫

〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目28番36号鳳明ビル301号

被 告 株式会社 展 転 社

上記代表者代表取締役 藤 本 隆 之